

千石学区 安心安全まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、千石学区安心安全まちづくり協議会（以下「まちづくり協議会」と称し、事務所を千種区千種二丁目6番16号千石コミュニティセンター内におく。

(目的)

第2条 まちづくり協議会は、当学区住民が安心、安全で快適な住環境で暮らせることが出来る地域社会を実現することを目的とする。

(活動及び組織)

第3条 まちづくり協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 防犯・交通安全推進委員会 地域の防犯・交通安全活動を推進をする
- 2) 青少年育成推進委員会 地域の青少年育成活動を推進をする
- 3) 防災防火推進委員会 地域の防災防火活動を推進をする
- 4) 町美推進委員会 地域の環境衛生活動を推進をする

(役員)

第4条 まちづくり協議会の役員は次の通りとする。

- 1) 会長 1名

委員長 4名

- 2) 会長は、千石学区連絡協議会 会長をもって充てる

- 3) 委員長は次の通りとする

防犯・交通安全推進委員会 千石学区防犯・交通安全委員長をもって充てる

青少年育成推進委員会 千石学区連絡協議会会長をもって充てる

千石学区連絡協議会副会長をもって充てる 令和3年改訂

防災防火推進委員会 千石学区消防団団長をもって充てる

町美推進委員会 千石学区連絡協議会会長をもって充てる

千石学区保健環境委員長をもって充てる 令和3年改訂

(役員の任期)

第5条 役員の任期は2年とする。 補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、まちづくり協議会を総括し、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

また、委員会を適切に指導監督をする。

委員長は、各委員会にて決定したことを実行するまた会長から指示・助言がある場合、それを実行する。

委員会の会計事務、監査は、各委員会の会計及び会計監査が行う。

(運営費)

第7条 各委員会の運営費は、千石学区連絡協議会からの補助金、寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第8条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

決算報告書は、速やかに会長へ提出をする。

附 則

この規約は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

この規約は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。